

公益財団法人日本ソフトボール協会指導者規程・内規

《 参考 》 公認指導者規程並びに内規を抜粋掲載

『指導者規程第 2 条（指導者の種類）』

公認スポーツ指導者の種類は、次の各号の通りとする。

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本ソフトボール協会認定資格

- ① 公認ソフトボールスタートコーチ
- ② 公認ソフトボールコーチ 1
- ③ 公認ソフトボールコーチ 2
- ④ 公認ソフトボールコーチ 3
- ⑤ 公認ソフトボールコーチ 4

(2) 公益財団法人日本ソフトボール協会認定資格

- ① 公認ソフトボール準指導員

(3) 公益財団法人日本スポーツ協会認定資格

- ① 公認スタートコーチ（教員免許状保持者）

『指導者規程第 7 条（指導者資格の喪失）』

公認スポーツ指導者が、次の各号のいずれかに該当する場合その資格を喪失する。

- (1) 公認ソフトボール準指導員の登録をしなかった者。
- (2) 初期登録年度を含めた 4 年間で公認ソフトボールコーチ 1 への移行を行わなかった者。
- (3) 公認スポーツ指導者の登録をしなかった者。
- (4) 公認スポーツ指導者として不適当と認められた者。

『指導者規程第 8 条（指導者資格取得の義務化）』

- (1) 公益財団法人日本ソフトボール協会主催の公式試合（都道府県予選大会・地区予選大会を含む）に出場するチームの監督・コーチは、原則として、当規程第 2 条の有資格者でなければならない。ただし、監督・コーチが資格を有していない場合においては、チーム内に有資格者（監督代行になり得るもの）がいなければならない。なお、適用資格は次のとおりとする。

資格名	生涯種別	学生種別	競技種別
公認ソフトボール スタートコーチ	○	○ ※大学は学生以外が監督をする 場合は不可	×
公認ソフトボール コーチ 1	○	○	○
公認ソフトボール コーチ 2	○	○	○
公認ソフトボール コーチ 3	○	○	○
公認ソフトボール コーチ 4	○	○	○

公認ソフトボール 準指導員	○	○	○
公認スタートコーチ (教員免許状保持者)	以下の大会のみ可 ・ 全日本小学生大会 ・ 春季小学生大会 ・ 全日本中学生大会 ・ 都道府県対抗中学生大会	以下の1大会のみ可 ・ 全国高等学校選抜大会	×

- (2) 国民スポーツ大会の監督、また、日本スポーツマスターズ大会の監督、コーチ、またはそれに代わる代行者となり得る者は、「公認ソフトボールコーチ1」「公認ソフトボールコーチ2」「公認ソフトボールコーチ3」「公認ソフトボールコーチ4」のいずれかの資格を有すること。

『第10条（競技会における指導者資格の確認）』

公式試合出場時における資格の確認は、大会参加申込書に、取得資格名・登録番号等を記載する欄を設け、大会プログラムに掲載する方法によって行う。大会競技委員長は、記載された内容をもとに資格の確認を行う。

（注記）

本規程条文における「公認ソフトボール準指導員」および「指導者対象講習会」の運用については、令和3年度（令和4年3月31日まで）をもって制度廃止となります。廃止後は本規程の各種指導者資格の運用とする。「公認ソフトボール準指導員」および「指導者対象講習会」の資格取得者および受講修了者はそれぞれの資格有効期間が認められているため、その有効期間の効力が無くなるまで、本規程の改正は行わないものとする。

令和4年5月19日 一部改正

令和6年4月9日 一部改正

令和6年11月24日一部改定

令和7年4月3日一部改定